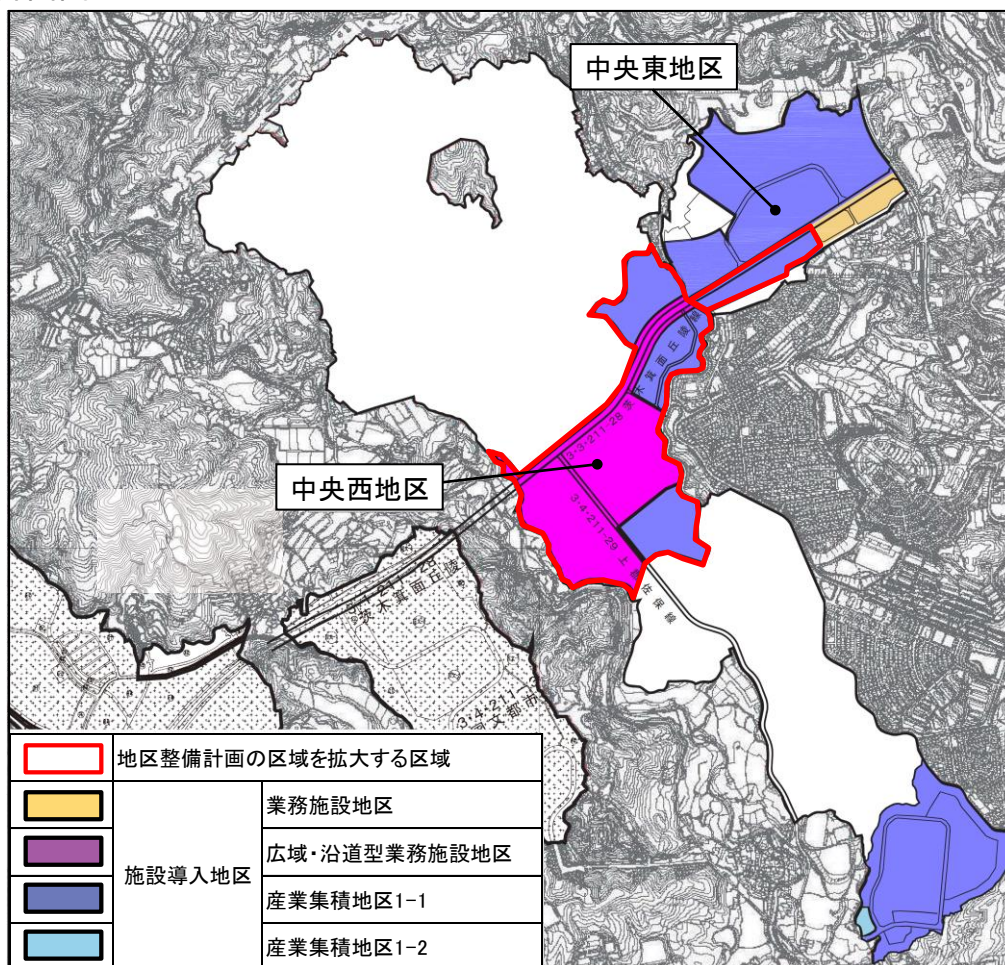


## 2-9 地区計画 地区整備計画の概要

### ◆地区整備計画図



### ◆今回拡大する区域の制限内容

地区の 細区分	細区分の名称	施設導入地区	
	細々区分の 名称	広域・沿道型商業・業務地区	産業集積地区1-1
	面積	約 31.4ha	約 78.9ha
地区整備計画	建築物等の用途の制限	建築してはならない建築物等。 (1)住宅等 (2)畜舎 (3)法別表第2(ぬ)に定める工場 (4)店舗型・風俗・特殊営業に供する建築物 (5)マージャン屋、ぱちんこ屋等 (6)神社、寺院等 (7)卸売市場、火葬場、汚物処理場等 (8)コンクリートプラント等	建築してはならない建築物等。 (1)住宅等 (2)マージャン屋、ぱちんこ屋等 (3)自動車教習所 (4)学校(大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。)、図書館等 (5)神社、寺院等 (6)老人ホーム、保育所等 (7)公衆浴場 (8)診療所、病院 (9)自動車車庫(ただし、建築物に附属するものは除く。) (10)ボーリング場、スケート場等 (11)ホテル又は旅館 (12)カラオケボックス等 (13)劇場、映画館等 (14)キャバレー、ナイトクラブ等 (15)卸売市場、火葬場、汚物処理場等 (16)コンクリートプラント等
	建築物の敷地面積の最低限度	1000 m <sup>2</sup>	
	壁面の位置の制限	建築物の外壁等から道路境界線までの距離は、幅員 12m以上の道路に面するところは 3m以上、その他は 1m以上とする。	
	かき又はさくの構造の制限	1 道路に面するかき又は柵は、生垣、ネットフェンス等、開放性のあるものとする。 2 歩道のない区画道路に面して土留め擁壁もしくは石積みを設置する場合は、道路境界から 0.5m以上植栽可能な空地を設けるものとする。	
	建築物等の形態又は意匠の制限	屋外に設置する広告物は、一点 30 m <sup>2</sup> 以下で、かつ同一壁面面積の 10 分の 1 以下とする。	